

7月1日から

マル福

医療福祉費

受給者証が

新しくなります



7月1日から、マル福医療福祉費受給者（区分が重度心身障がい者・ひとり親の方）の受給者証が更新されます。

該当される方には、6月末日までに新しい受給者証を送付します。県内の医療機関などで受診する際は、必ず受給者証と被保険者証の提示をお願いします。

■お問合せ

保険年金課

☎0297(21)2187

児童手当・特例給付について

6月は現況届を忘れずに

◆児童手当・特例給付とは

児童手当は中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育する方に支給される手当です。

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校 修了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円)
中学生	一律 10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付

として月額一律5000円を支給します。

◆支給時期

毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

◆所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 (給与収入のみの場合)
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

①所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族がいる方の限度額（所得税ベース）は、右記

の額に当該同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

②扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得税ベース）は、5人を

超えた1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

◆現況届の提出を忘れずに

6月分からの児童手当・特例給付を受けるには、現況届の手続きが必要です。現況届の手続きをしないと6月分以降の手当が受けられなくなり、必ず手続きをしてください。

＜手続きについて＞

手続きが必要な方には、児童手当・特例給付現況届の用紙を6月中旬に郵送します。必要事項を記入し、添付書類といっしょに同封の封筒で返送してください。

い。（公務員の方は勤務先にご確認ください。）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

＜提出するもの＞

○児童手当・特例給付現況届

○社会保険加入者の方は、受給者（保護者）の健康保険被保険者証コピー（余白に勤務先名を記入）

○外国人の方は、在留カード等

※その他、必要に応じて提出いただく書類があります。

※支給額の算定のため、昨年中の所得額を確認させていただきますので、現況届までに申告をお願いします。

■お問合せ

こども課

☎0297(21)2191